

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和6年11月21日付けの生活保護変更通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分1」という。）及び同年12月20日付けの生活保護変更通知書により行った保護変更決定処分（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件各処分が違法又は不当であると主張する。

担当のケースワーカー作成の全ての生活扶助と住宅扶助の合計金額について納得ができない。

### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月11日	諮問

令和7年	8月22日	審議（第103回第2部会）
令和7年	9月22日	審議（第104回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日付厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

#### (2) 職権による保護の変更

法25条2項及び同項が準用する24条4項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

#### (3) 期末一時扶助

保護基準は、別表第1・第1章・1・(2)・アにおいて、12月の基準生活費は、算定した額に期末一時扶助費の表に定める額を加えた額を保護費とする旨を定めている。同表により定められた1級地-1（請求人が居住する〇〇区はこれに含まれる。）の1人世帯の期末一時扶助費は、14,160円である。

### 2 本件各処分についての検討

(1) まず、本件処分1についてみると、期末一時扶助費は12月の基準生活費に加えるとされているところ（1・(3)）、処分庁は、請求人の12月の保護費に期末一時扶助費を計上する旨の保護変更決定処分をしたことが認められる。

計上された期末一時扶助費については、本件処分1に係る通知書の

生活扶助費 94,030円に含まれ、その額は、前回処分の生活扶助費（11月分）との差額の14,160円（94,030円－79,870円）である。同額は、保護基準により請求人に適用される期末一時扶助費の1級地－1の額（1・(3)）に一致する。

本件処分1は、期末一時扶助費を計上した点のみ変更したものであり、違算も認められない。

- (2) また、本件処分2についてみると、期末一時扶助費は12月の基準生活費に加えるものであることから、処分庁は、本件処分1で支給した期末一時扶助を令和7年1月1日以降削除する旨の保護変更決定処分を行ったことが認められる。

本件処分2に係る通知書の生活扶助費は、前回処分における79,870円と同額である。

本件処分2は、期末一時扶助費を削除した点のみ変更されたものであり、違算も認められない。

- (3) 以上から、本件各処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、担当ケースワーカー作成の全ての生活扶助と住宅扶助の合計金額について納得ができない旨を主張する。

しかし、上記2のとおり、本件各処分に係る保護費の内訳である生活扶助費及び住宅扶助費は適正に算定されていることから、請求人の主張には理由がない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分にいずれも違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己